

人事委員会規則七―二（給料の調整額）の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和四年三月二十五日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七―二（給料の調整額）の一部を改正する規則  
規則七―二（給料の調整額）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|                   |     |                   |     |
|-------------------|-----|-------------------|-----|
| 改正後               |     | 改正前               |     |
| 別表第一 適用区分表（第二条関係） |     | 別表第一 適用区分表（第二条関係） |     |
| 勤務箇所              | 職員  | 勤務箇所              | 職員  |
| 略                 | 略   | 略                 | 略   |
| 警察本部警備部警備第一課航空隊   | 略   | 警察本部生活安全部地域課航空隊   | 略   |
| 略                 | 略   | 略                 | 略   |
| 略                 | 略   | 略                 | 略   |
| 略                 | 調整数 | 略                 | 調整数 |

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。